

第3期山梨県治山事業整備計画 事前評価調書

| | |
|-------|--|
| 基幹事業名 | 森林基盤整備事業 |
| 事業名 | 治山事業 |
| 計画の名称 | 第3期山梨県治山事業整備計画 |
| 作成主体 | 山梨県 |
| 対象市町村 | 県内全市町村(中巨摩郡昭和町を除く) |
| 期間 | 令和3年度～令和7年度 |
| 目標 | 山地災害及び漁場への土砂流出の防止による、安全で安心して暮らせる県土づくりの実現 |
| 指標 | 山地災害防止機能を確保した集落の増加数 (計画期間内で15集落の増) |
| 総事業費 | 2, 642, 000, 000円 |
| うち交付額 | 1, 339, 600, 000円 |

事業概要

本県は周辺を急峻な山岳地帯に囲まれており、山沿いや谷間の集落が多いうえ、糸魚川－静岡構造線をはじめとする断層が数多く存在するなど、山地災害を受けやすい地形をなしている。また、近年では山際まで宅地開発が進んだ箇所も多く、山地災害の潜在的な脅威は減少していない。

①目標の妥当性

- ・関連する計画との整合性が図られているか

国、県の砂防部局とは、毎年調整を行い整合を取っている。
- ・地域の課題に適切に対応する目標となっているか

山地災害防止機能の確保は森林整備保全事業計画に掲げた喫緊の課題であり、これを本計画の目標としている。

②整備計画の効果・効率性

- ・整備計画の目標と定量的指標の整合性が取れているか

目標を直接評価する定量的指標としているため、整合している。
- ・事後評価ができる適切な指標となっているか

事業完了後に山地災害防止機能が確保された集落数を集計することで、適切な事後評価が可能である。

③整備計画の実現可能性

- ・円滑な事業執行の環境が整っているか

土地所有者への説明はなされており、障害はない。
- ・地元の機運が醸成されているか

地元要望に沿った計画である。

◆実施の妥当性

①～③の結果から、本計画は妥当である。